

国民年金

国民年金被保険者・年金受給者の皆様へ 厚生労働省・社会保険庁よりお知らせです

このたびの年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけし
ておりますことを、心よりおわび申し上げます。

●基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、 大切に保管しています。

平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居などにより、おひとりが複数の年金番号を持つ場合があります。これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5,000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

●年金記録問題への新対応策を進めます。

- 被保険者・年金受給者の皆様には、加入履歴を順次送付します。ご疑問があれば、お問合せください。
- 5,000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と突き合わせ、未統合の記録がある可能性のあるかたには、お知らせします。
- 社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書などの証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。

問合せ 秩父社会保険事務所 ☎22-4425
ねんきんダイヤル ☎0120-657830

国民年金

保険料の免除制度があります



経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

■免除・納付猶予制度の種類

●法定免除

次のかたは、届け出により、その該当するに至った月の前月から、該当しなくなった月までの保険料の納付義務はなくなります。

- ①障害年金（1級または2級）を受けているかた
- ②生活保護法による生活扶助を受けているかた

●申請免除

所得の減少や失業などで保険料を納めるのが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)されます。

本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

●若年者納付猶予

30歳未満のかた（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

■免除が承認されると

免除や納付猶予が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されます。ただし、将来受ける老齢年金の金額は少なく計算されます。

なお、免除や納付猶予期間は10年以内に保険料を納める(追納する)と、通常納めた場合と同じように年金が計算されますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

■届け出・申請

- 届け出・申請先は、住民福祉課国保年金係です。
- 免除の承認は、申請をした月の属する各年の周期（7月から翌年6月までの期間）の最初までさかのぼります。
- 法定免除以外は、毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

問合せ 住民福祉課国保年金係 ☎62-1230 内線102